

令和6年度 第4回宮城地方最低賃金審議会議事録

令和6年8月21日（水）午前10時
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

小幡委員、熊谷委員、柳井委員

労働者代表

阿部（祥大）委員、阿部（徹）委員、大宮委員、齋藤委員、
新聞委員

使用者代表

阿部（昌展）委員、飯野委員、稲妻委員、佐藤委員、半沢委員

補 佐 ただいまから、令和6年度第4回、宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。報道関係の皆様には円滑な審議運営について、御協力をよろしくお願い申し上げます。また、審議は会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、御了承ください。

はじめに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

事前に桑原委員、高橋委員より欠席の旨、報告を受けております。

公益代表委員	<u> 3名</u>
労働者代表委員	<u> 5名</u>
使用者代表委員	<u> 5名</u>

以上 13名出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、会議が成立していることを報告いたします。

補 佐 それでは、これから議事に入りますので、議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。

熊谷会長 本日は、大変お忙しい中、また、お暑い中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、議題（1）「宮城地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について」です。答申から効力発効までの流れと今回

の答申に対する異議の申出状況について、事務局から説明願います。

賃金室長 前回御説明したとおり、最低賃金法第 11 条第 1 項に基づき、答申の要旨を 8 月 5 日に公示し、また、答申に対する異議の申出の締切日を 8 月 20 日（火）としました。

異議があった場合、同条第 3 項では、「最低賃金審議会の意見を求めなければならない」とこととされているところ、20 日までに異議申出書が 2 通提出されましたので、本日、本審議会に御意見を求める次第です。諮問文は、机上に配布しております。読み上げて、御説明に代えさせていただきます。

補 佐 諮問文を読み上げます。

宮労発基 0821 第 1 号
令和 6 年 8 月 21 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長
小 宅 栄 作

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、宮城県労働組合総連合及び宮城全労協から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

以上でございます。

熊谷会長 ただいま、諮問をお受けました。

異議について審議したいと思いますが、初めに、事務局から異議の内容を説明してください。

指 導 官 異議申し出の内容について説明させていただきます。

資料番号 2 が 8 月 21 日までに提出された異議申出書の写しとなっております。

提出いただいた申出書から、要点のみ説明いたします。

まず、資料2-1の宮城県労働組合総連合様の異議申出書になります。

「この度答申された50円の引上げでは、物価上昇のなかで苦しむ県民、労働者の暮らしを改善するには不十分」であるとして次の3点について述べておられます。

一つ目として、「全国的にも物価高騰が著しく（仙台市）、生活改善に不十分な水準であること。」としております。

具体的には、「特に仙台市は消費者物価指数が全国の主要都市に比べて高い数値が示されて」いること、それから、「時給973円で試算した場合、税金などを差し引いた年額で年収200万円以下となり、「働く貧困」（ワーキングプア）におかれ、憲法第25条の「健康文化的な最低限度の生活」を保障するものにならないこと、などを挙げておられます。

二つ目として、「Aランクとの格差、Bランク内の格差が解消されていないこと。」としております。

具体的には、宮城県とAランクの最上位である東京都とを比較すると190円の格差があること、宮城県と同じBランクの最上位である京都府とを比較すると85円の格差があること、から目安額どおりの引上げにとどまった場合は格差解消に至らないこと、などを挙げておられます。

三つ目として、「生計費と比べ著しく低い最低賃金額であること。」としております。

具体的には、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はない結果が出されていること、また、県労連が共同実施した「最低生計費試算調査」では、25歳単身者の例で、普通の暮らしに必要な費用は、月の労働時間が173.8時間では時間額1,496円、150時間では1,733円必要との算出結果となっていること、などを挙げておられます。

また、【最後に】としまして、「公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策強化を国に求めてください」としております。

具体的には、審議会において付帯意見として出された内容について、抜本的な対策を速やかに実行するよう、政府に対して求めている、としております。

宮城県労働組合総連合様からの異議申し出については以上です。

続きまして、資料2-2、宮城全労協様からの異議申出書について説明します。

宮城地方最低賃金審議会が8月5日に答申した「1時間973円」とする改定額に反対し、異議を申し述べるものです。「全国一律で1時間1500円」の実現を求めますとのサブタイトルがついており、次の3点を異議の内容として申し出ております。

一つ目として、『「目安」と同額の引上げでは物価高に相殺され、生活改善は望めない』というのが最低賃金近傍で働く労働者の実感であり、賃金引き上げ分は物価上昇の波に吸収されることは明らかである、とされております。

二つ目として、「地域間格差の解消のために全国一律の最低賃金が必要」、としております。具体的には、今年度は、3ランクの引き上げ目安額を同額としましたが、目安どおりであるなら地域間格差は縮小せず、固定化される、としております。

三つ目として、「採決による決定に至った経緯を地域の労働者に伝えるべき」としております。具体的には、「最賃審議の内容、決定の経緯に地域の労働者は注目していることから、審議内容の公開や発表など、改善・工夫が望まれ、今後の課題として取り上げられることを求める」としてあります。

なお、答申に記述されている「政府に対する要望」の2点については、同様の視点を共有しているとして、四つ目として、「中小・零細企業への支援・対策の拡充を地域から求めること」が付記されております。

宮城全労協様からの異議申し出については以上です。

以上、2件について御説明いたしました。

熊谷会長 それでは、公益委員、労働者側委員、使用者側委員で提出された異議申出書の内容について検討する時間が必要と考えられますので、審議会を休会といたします。

～ 休会 ～

補 佐 審議会は休会となりましたので、傍聴人の皆様は再開までお待ちいただきますよう、お願いいたします。

賃金室長 控室は、公益委員が8階労働基準部長室、労働者側委員が8階の認定室、使用者側委員は8階の賃金相談室です。

(それぞれの控室に移動して検討した後、審議会会場に再入場)

～ 再開 ～

熊谷会長 審議会を再開します。
 それでは、労働者側委員から御見解をお願いします。

阿部（祥大）委員
 今回、宮城県労働組合総連合さん、また、宮城全労協さんのほうから異議申出書ということで、先ほど事務局のほうから御説明いただきました。今回、令和6年度の宮城県最低賃金につきましては、計4回にわたりまして専門部会を開催し、目安の答申や宮城県の情勢を踏まえ、十分な審議を尽くしてまいりました。結果としましては全会一致には至りませんでした。労使双方の主張、また、各種指標、情勢などを踏まえた公益見解に対する採決の結果であると考えてございますので、これまでの本審並びに専門部会の審議経過を尊重し答申どおりとすることが適当であると考えてございます。労働者側委員からは以上でございます。

熊谷会長 次に、使用者側委員から御見解のほうをお願いいたします。

飯野委員 今回それぞれ異議の申し出がなされたということでございますけれども、これまで本審及び4回にわたる専門部会が開かれまして、労働者側委員、使用者側委員と様々な主張をしまして、公労使で十分審議を尽くしてまいりました。その結果として最低賃金を50円引き上げる、そういった結論に至ったということでございますので、審議会の決定は尊重すべきと考えております。このため答申どおりとするのが適当であると考えております。使用者側委員からは以上でございます。

熊谷会長 ただいま、労使双方の委員から御見解をお伺いしたところです。次に公益側委員といたしまして私から意見を述べることにします。

 本年8月5日に出された答申は、専門部会において4回にわたり審議をしてまいりました。

 専門部会では、議論を繰り返し、専門部会と本審で採決し、50

円の引上げ、時間額 973 円で結審して答申が行われたところです。

異議の趣旨は承知をしているつもりではございますけれども、こうした慎重かつ適正な審議経過からして、この答申を変更する必要はないというふうに考えてございます。

それぞれからの意見を述べたところでございますけれども、そのほか御意見のある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

各 委 員 （特になし）

熊谷会長 皆様の御意見をまとめますと、先の答申は審議を重ねた上での結論であり、「本審議会の答申どおり」とすべきとの御意見と思われます。つきましては、本件 2 件の異議申し出は「棄却」という扱いでよろしいでしょうか。

各 委 員 （異議なし）

熊谷会長 それでは、全会一致ですべて棄却されました。
従いまして、「令和 6 年 8 月 5 日付け答申どおり決定することが適当である。」旨の答申を行うこととしたいと思います。
答申文案については、私のほうで、事務局に指示して作成したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 （異議なし）

熊谷会長 ここで、答申文（案）の準備のため、5 分程度休会とさせていただきます。その間に、事務局で準備願います。

～ 休会 ～

熊谷会長 それでは再開します。
事務局で、答申文（案）を各委員にお配りし読み上げてください。

（事務局より、答申文（案）を各委員に配付）

指 導 官 読み上げます

令和 6 年 8 月 21 日

宮城労働局長
小宅 栄作 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月21日付けで貴職から、令和6年8月5日付け宮城県最低賃金の改正に係る当審議会の意見に対する宮城県労働組合総連合及び宮城全労協からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

熊谷会長 答申文は、これでよろしいでしょうか。

各 委 員 （異議なし）

熊谷会長 それでは、答申したいと思います。事務局は答申文の写しを委員、傍聴の方などに配布してください。

（事務局により答申文写しを、各委員、傍聴人、記者に配布）

（熊谷会長より、局長に答申文を手交）

局 長 宮城地方最低賃金審議会の皆様には、真摯な議論を重ねていただき、誠にありがとうございます。

宮城地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について、

ただいま答申を受けたところです。

宮城労働局として、この答申を尊重し、発効に向けた事務手続きを進めてまいりますので、委員の皆様方には、労働行政への変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げ、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

熊谷会長 それでは、議題（２）「宮城県特定最低賃金の改正の必要性の有無について」の審議に入ります。

7月29日の第2回本審において、宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての諮問を受けたところです。

はじめに、事務局から資料等について説明願います。

指 導 官 それでは、説明させていただきます。

まず、資料番号3を御覧ください。

こちらは、宮城県特定最低賃金の適用業種を対象とした今年度の最低賃金に関する基礎調査の結果でございます。

この調査はサンプル調査でございます。事業所を一定の割合で抽出をしまして、提出のあったデータを復元するというデータ処理を行っております。

P3を御覧ください。

特定最低賃金の対象業種につきまして、下のほうですけれども、中計08の「鉄鋼業」、中計09の「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、それから中計10の「自動車小売業」をそれぞれ調査対象としております。

調査の事業所規模は鉄鋼と電気が99人以下、自動車小売業が29人以下となっております。

P4、こちらが鉄鋼業の結果でございます。

調査対象事業場数が少ないため、調査対象である規模99人以下の全ての事業所、10事業所に調査を依頼しまして、7事業場から回答をいただいて集計しています。

対象労働者数は269名、中位数ほか各数値は、表のとおりでございます。本年の調査では、最低賃金を下回っている労働者の割合を示す未満率は0%となっております。

続きまして、P5が金額の推移です。第1・20分位数、それから第1・10分位数の賃金額が特定最賃額と近接しておらず、特

定最賃額の近傍で働く労働者の割合が少ないことが分かります。

続きまして、P 6以降が電子部品等製造業の調査結果です。

調査対象労働者数につきましては、4,245人と昨年の3,740人から増えている状況です。

調査結果ですが、本年は未満率が4.1%となっておりまして、昨年の5.5%に比べて1.4ポイント下がっております。

P 7は、賃金額の推移のグラフです。

本年は、いずれも昨年に比べその金額が上昇していることが分かります。

続きまして、P 8は自動車小売業の賃金実態調査結果です。

対象労働者数は、5,929人となりまして、昨年の5845人と比べ僅かながら増加しております。

未満率を見ますと、1.7%で昨年の2.8%と比べ1.1ポイント減少しております。

女性労働者やパート労働者の未満率が高くなっていることが認められます。

P 9が賃金額の推移のグラフですが、いずれの数値も昨年より上昇しております。

資料 3 については以上です。

続いて、資料 4 特定最低賃金改定状況を御覧いただきたいと思えます。

P 1は、宮城県の最低賃金決定状況につきまして、平成 26 年から令和 5 年までの 10 年間分の推移をグラフで示したものです。

宮城県最低賃金と宮城県の特定最低賃金が折れ線グラフで示され、県最低賃金の引上げに因って特定最低賃金も上昇していることが分かります。

P 2は、三つの特定最低賃金と宮城県最低賃金の引上げ額の比較になります。

続きましてP 3でございますが、東北 6 県の中で、鉄鋼業最低賃金を設定している、宮城、青森、岩手の 3 県の鉄鋼業最低賃金決定状況について推移を示しています。宮城県は、黒い丸の折れ線で表示しております。

P 4は、鉄鋼業の引上げ額の各県の推移になります。

続いてP 5は、東北 6 県すべてで設定されている電子部品等製造業の最低賃金の決定状況になります。

宮城県は、黒い丸の折れ線で表示しております。

P 6は、引上げ額の各県の推移になります。

続きましてP 7とP 8は、山形県を除く東北5県で設定されている自動車小売業最低賃金の決定状況となります。

同様にP 7の折れ線が決定状況の推移、P 8の棒グラフが引上げ額の各県の推移となっています。

続きましてP 9からP 11は、三つの特定最賃に係る業種の「適用事業場数」と「労働者数」の推移を示したものです。

第2回本審の際に、今年度の適用事業場数と労働者数を報告いたしました。それらを含め、平成26年以降の推移をグラフ化したものとなります。

資料4は以上となります。

続いて資料5「賃金関連統計」を御覧いただきたいと思います。

P 1は、鉄鋼業の「労働協約における賃金の最低額の推移」になります。

P 2からP 7にかけては、鉄鋼業と電子部品等製造業の所定内給与額の推移を載せています。データの出所は、厚生労働省で毎年実施している「賃金構造基本統計調査」でありまして、最新の結果は令和5年版となります。

なお、鉄鋼業につきましては、宮城県としてのデータもあるのですが、宮城県だけのデータではサンプル数が少なく、誤差を生じるおそれがあることから、サンプル数が十分にある全国の集計データでお示しているものです。

また、このデータにおける鉄鋼業は日本産業分類の「E 2 2」の鉄鋼業となり、細分類でのE229など宮城県鉄鋼業最低賃金で除外されている「その他の鉄鋼業」も含んだものとなっておりますので御了承ください。

P 2は、全国の鉄鋼業の所定内給与額の男女別の推移になります。

P 3は、鉄鋼業のうち若年の19歳までの労働者を抜粋した所定内給与額の推移になりますが、全国で見てもサンプル数が少ないこともあり、調査結果には、ばらつきが出ています。

次にP 4からP 7は、宮城県の電子部品等製造業の賃金データになります。

宮城の電子部品等製造業の特定最賃の業種は、産業分類上の

E28、電子部品・デバイス・電子回路製造業

E29、電気機械器具製造業

E30、情報通信機械製造業

の三つの業種で構成されており、この表はそれらの業種の調査結果から、労働者数による加重平均を算出したものとなります。

P4は、企業規模別、男女別のデータとなっております。

P5は、若年層である20～24歳、また男女別のデータになります。

年齢別になるとサンプル数が少なくなり、さらに若年者については特にサンプルが少なくなるため調査結果にばらつきが出ています。

P6とP7は、電気機械器具製造業（産業分類のE29）の全国状況になります。宮城の特定最低賃金の業種の一部ではありますが、参考として掲載しております。

続きましてP8とP9は、自動車小売業のデータとグラフになります。

自動車小売業については、この業種としての賃金構造基本統計調査のデータがないため、職種のデータである「自動車営業職従事者」（男女計）のデータを載せています。

P9は、宮城に加え、隣接する福島、山形、と全国の「自動車営業職従事者」（男女計）の所定内給与額の推移のグラフになります。

なお、いずれのデータも、やはり調査のサンプル数が少ないため、年によりばらつきがあります。

資料5については、以上となります。

続いて資料6「事業動向関連統計」について説明します。

P1からP2は、宮城県の「製造品出荷額」と「付加価値額」等の推移です。こちらは令和4年が最新のデータとなります。

P1に鉄鋼業、P2に電機等製造業を載せております。

また、P3からP5は、宮城県の「自動車新規登録台数」の推移です。P3は軽自動車を除いたもの、P4は軽自動車のみ、P5はそれらの合計です。

P3を御覧ください。

軽自動車を除く自動車の新車登録台数は、新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年以降5%を超える減少が続いておりましたが、令和5年は17%超の増加となりました。しかし、本年1月から6月期の対前年同期比では約15%のマイナスとなっております。

中古車のほうは令和2年以降、1%から4%のマイナスとなっておりますが、本年1月から6月での対前年同期比では約3%の

プラスとなっています。

続きましてP4でございます。

軽自動車のデータになります。

軽自動車のみの新規登録台数ですが、新車については、令和4年以降は増加傾向で推移していますが、直近の本年1月から6月での対前年同期比では約20%のマイナスとなっております。中古車については、増減を繰り返している状況です。

P6以降は、鉱工業生産指数の推移となります。

鉱工業生産指数、それから業種別である「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス工業」、「電気機械工業」、「情報通信機械工業」の全国と宮城の鉱工業生産指数の推移を載せています。

各月の指数は「季節調整済指数」となっております。審議の参考にしていただければと思います。

資料6については、以上です。

続きまして、資料7雇用情勢関連統計でございます。

P1は、求人倍率の推移となっております。上が有効求人倍率、下が新規求人倍率です。宮城の有効求人倍率を御覧いただきますと、年単位で見ますと、コロナの影響もありまして、令和2年の求人倍率は落ち込みがみられますが、その後ゆるやかな上昇傾向にあります。しかしながら、令和元年までの水準にはまだ戻っておりません。

新規求人倍率につきましても、年単位ではおおむね同様の傾向となっております。

P3以降につきましては、最新のデータということで、宮城労働局が発表している「一般職業紹介状況」の令和6年6月分の集計結果を載せております。

最後に資料8の経済情勢の資料について御説明します。

P1は、消費者物価指数の推移となります。

仙台市と全国の「持家の帰属家賃を除く総合」での消費者物価指数の推移です。令和2年を100として指数を表しております。

仙台市は、令和4年から全国平均を上回り、全体として右肩上がりです。

P2以降は、直近の宮城県内の経済統計として、宮城県統計課で発行しております「みやぎ経済月報 2024年7月号」を載せております。

審議の参考としていただければと存じます。

資料説明は、以上となります。

熊谷会長 ただいまの説明に関しまして、御質問・御意見ございますでしょうか。

各委員 （質疑等なし）

熊谷会長 資料説明にもありましたとおり、昨年から現在に至るまで、特定最低賃金が適用される、それぞれの産業を取り巻く情勢が変化しております。

「それぞれの特定最低賃金について改正することを必要と認める」との答申を、まとめてもよろしいでしょうか。

飯野委員 すみません、改正決定の必要性の前に、事務局に確認させていただきたいんですけども。仮に本審で「改正決定の必要性あり」となった場合でも、今後それぞれの専門部会で審議すると思うんですけども、専門部会において、労使間の隔たりが大きくて合意が難しいとなった場合に、最後は採決もありうる、という認識でよろしいでしょうか。

熊谷会長 事務局のほうで回答をお願いします。

賃金室長 飯野委員のおっしゃるとおり、仮に本審で「必要性あり」と答申をいただいた場合、それぞれ特定最低賃金の改正に係る審議を諮問することとなり、具体的な審議は、専門部会で行われることとなりますが、改定金額について労使間の隔たりが大きく、合意が難しいとなった場合には、最後は採決もありえます。

もちろん専門部会においても、審議はできるだけ全員一致を目指して、十分な審議を尽くしていただけますよう、お願い申し上げます。以上です。

飯野委員 ありがとうございました。

熊谷会長 よろしいでしょうか。

各 委 員 (了承)

熊谷会長 それでは、諮問のあった三つの特定最低賃金について、この場においては、全会一致で「改正することを必要と認める」旨の答申を行うということによろしいですね。

各 委 員 (異議なし)

熊谷会長 それでは、全会一致で「改正することを必要と認める」旨の答申を行うこととしたいと思います。答申文については、私のほうで、事務局に指示して作成したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

熊谷会長 ここで、答申文(案)の準備のため、5分程度休会とさせていただきます。その間に、事務局で準備願います。

～ 休会 ～

熊谷会長 それでは再開します。
事務局で、答申文(案)を各委員にお配りし、読み上げをお願いします。

(事務局より答申文(案)を各委員に配付)

指 導 官 読み上げます。

令和6年8月21日

宮城労働局長
小宅 栄作 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏

宮城県鉄鋼業最低賃金の改正の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和6年7月29日付け宮労発基 0729 第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県鉄鋼業に係る最低賃金の改正の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県鉄鋼業最低賃金について改正することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以下、業種以外は同一でございますので、一部省略をして読み上げます。

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

続きまして、宮城県自動車小売業最低賃金について改正することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

熊谷会長 ただいまの内容でよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷会長 それでは、答申したいと思います。事務局は答申文の写しを委員、傍聴の方などに配布をお願いします。

(事務局により答申文写しを、各委員、傍聴人、記者に配布)

(熊谷会長より、局長に答申文を手交)

賃金室長 ただいま、「必要性あり」との答申をお受けしましたので、特定最低賃金の改正について諮問をさせていただきます。

熊谷会長 それでは、諮問をお受けします。

(事務局より、諮問文(写)を各委員、傍聴人、記者に配布)

局長 それでは、諮問いたします。

宮労発基 0821 第2号
令和6年8月21日

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏 殿

宮城労働局長
小宅 栄作

最低賃金の改正について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正について、貴会の調査審議をお願いする。

記

宮城県鉄鋼業最低賃金
（平成20年宮城労働局最低賃金公示第4号）

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（平成20年宮城労働局最低賃金公示第2号）

宮城県自動車小売業最低賃金
（平成20年宮城労働局最低賃金公示第3号）

（局長より、諮問文を会長に手交）

熊谷会長 ただいまの諮問について、事務局から説明をお願いします。

基準部長 具体的な調査審議につきましては、最低賃金法第25条第2項に基づきまして、それぞれ専門部会を設置して御審議いただくこととなります。以上です。

熊谷会長 調査審議は、これから設置されます各専門部会において行われ

ることになります。

なお、6月28日第1回本審において、最低賃金審議会令第6条第5項の「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」との規定を適用することとしたところです。

したがって、特定最低賃金専門部会において全会一致で議決された場合、専門部会の議決をもって本審議会の決定となり、本審議会を改めて開催せずに、特定最低賃金が改正されることとなります。

熊谷会長 次に、議題（3）「その他」ですが、事務局からお願いします。

賃金室長 事務局から説明します。3点ございます。本日異議の申出について御審議をいただいた宮城県最低賃金については、最低賃金法第14条第2項の規定により、改正内容を公示した日から起算して30日経過した日の次の日から改正の効力が生じます。公示の手続きに要する期間等を勘案すると、10月1日発効を想定しています。

2点目になります。特定最低賃金の専門部会につきましては、本日、委員の推薦公示を行い、9月4日（水）を推薦の期限とさせていただきますと思います。

3点目、最低賃金法第25条第5項に基づく関係労働者及び関係使用者の意見聴取についても、本日公示を行い、9月9日（月）を意見提出の締め切りとさせていただきますと思います。

おって、審議日程は専門部会の委員の任命が完了次第、日程調整をさせていただきます。以上です。

熊谷会長 ただいま、事務局から、宮城県最低賃金については、10月1日発効に向け手続きをとること、各特定最低賃金専門部会委員の推薦期限の締切りを9月4日（水）までとすること、関係労働者及び関係使用者の意見提出の締切りを9月9日（月）までとすること、について提案がありました。よろしいでしょうか。

各委員 （了承）

熊谷会長 それでは、事務局においては、そのように進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

そのほか、委員の皆様方から、発言等ございますでしょうか。

各委員 （意見等なし）

熊谷会長 よろしいでしょうか。それでは、本日の審議会はこれで終了といたします。お疲れ様でした。

閉 会